
自治会物価高騰対策支援事業補助金
よくある質問(Q&A)

1. 制度全般

Q1 この補助金の目的は何ですか？

A 物価高騰による自治会の負担増を軽減し、活動を安定的に継続できるよう支援するものです。

Q2 いつまでの事業ですか？

A 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としているため、令和 8 年度限りの事業です(令和 9 年 3 月 31 日まで)。今年度限りですので、施設の LED 化など有効にご活用いただけますと幸いです。

Q3 どの自治会でも対象になりますか？

A 市内で活動する自治会が対象です。

Q4 自治会運営費補助メニューと省エネルギー製品更新加算メニューのうち1つだけ申請は可能ですか？

A 可能です。申請は任意ですが、申請漏れを防ぐため、申請しない場合は市へご連絡ください。(辞退届をご提出いただきます)

Q5 申請期限はいつまでですか？

A メニューにより異なります。

- ▶自治会運営費補助:5 月末まで(毎年の運営交付金申請と同じタイミングで提出)
 - ▶省エネルギー製品更新加算補助:12 月 26 日まで
-

Q6 補助金手続きの今後の流れを知りたい。

A 自治会から申請後、市で交付決定を行います。交付決定後から事業着手をしてください。(見積徴収は可。発注、契約は不可)

運営費補助は事業実施後、補助金を市から振込み(概算払い)ます。その後、完了報告書を事業完了の 30 日以内または 3 月末までのどちらか早い期日までに市へ提出してください。申請から内容や金額が変更になりそうなときは、市へお早目に相談してください。

省エネ製品更新加算補助は、事業実施後（工事や購入後）、完了報告書をご提出いただき、その後、補助金を市から振り込みます。

注意 省エネルギー製品更新加算メニューは事業開始前に必ず申請すること。
また、12月までに申請し、R9年2月には事業を終えること



Q7 交付決定済であるが、交付金額を減額したい。

A 減額の場合は、担当課にその旨をご連絡ください。事業完了報告書提出後、確定額を変更します。

Q8 交付決定済であるが、交付金額を増額したい。

A 担当課にその旨をご連絡ください。交付予算範囲内であっても、認められない場合もあります。

Q9 交付決定済であるが、事業内容を変更したい。

A 担当課にその旨をご連絡ください。内容によっては認められない場合もあります。

Q10 自治会運営費補助メニューと省エネルギー製品更新加算メニューの2つを申請する場合は、「自治会物価高騰対策支援事業補助金交付申請書(様式1号)」は1枚にまとめて申請可能ですか？

A メニューごとに申請書を記入してください。(2枚)

Q11 申請書の様式をデータでほしい。

A 湖西市ウェブサイトに掲載しています。(「湖西市 物価高騰 自治会」で検索)



<https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/shiminka/kyodo/shinnsei/18687.html>

2. 自治会運営費補助

Q12 いくらもらえますか？(R8.4.30 追記)

A (5万円+1,995円×2026年4月末現在の世帯数)×3.325% (1円未満端数切り捨て・省エネ製品メニューは1000円未満切り捨てで端数の取り扱いが異なります。)で算出されます。申請書に自治会加入世帯数が確認できる資料を添付してください。(任意様式で可。毎年申請する運営費交付金の添付書類と同じものを添付)

Q13 毎年の自治会運営交付金との違いは何ですか？何に使えますか？

A 物価高騰に対応するための自治会活動の維持・活性化にかかる経費に使用できます。備品購入にも使用できます。また、省エネルギー製品更新加算メニューとの併用も可能です。

毎年の自治会運営交付金	(R8のみ) 物価高騰自治会運営費補助
(1) コミュニティの振興を図る事業	物価高騰に伴う自治会活動の維持・活性化に係る取組(会費の減額を除く。)の経費。 (例)・光熱費高騰分の補填 ・物価高騰により控えていた物品の購入及び事業の実施 (例:空調設備の新設、軒先をスロープ化、自治会が購入する防災備品、交流イベントの経費補填、LEDの買換え等) ・物価高騰に伴い新しく取り組む事業の実施(例:高騰する印刷経費削減のため、デジタル回覧板導入に向けた勉強会の講師料に充てる等)
(2) 市政に関する広報及び広聴に係る事業	
(3) 安心・安全のまちづくりを推進する事業	
(4) 保健・福祉を推進する事業	
(5) 環境衛生・環境美化を推進する事業	
(6) 青少年健全育成に係る事業	

Q14 使えないものはありますか？

A 以下は対象外です。

- ・ 役員報酬
- ・ 他団体への寄附

- 積立金
 - 会費の減額
 - 湖西市公会堂建設費補助金交付要綱(昭和 55 年湖西市告示第 51 号)第 1 条の規定による補助を受けて行う公会堂(同条に規定する公会堂をいう。)の新築、増築、全面改築、一部改築、修繕又は購入に係る自己負担金 など
-

Q15 毎年の自治会運営交付金の手続き書類だけにしてほしい。

A 申し訳ありませんが、国の補助金を使用するため、毎年の交付金とは別に申請をお願いします。

Q16 すぐお金はもらえますか？

A 5 月までに申請をした場合、6 月末までに振込予定です。

Q18 どのように申請すればいいですか？

A 自治会物価高騰対策支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に下記の添付書類を添えて提出してください。

- (添付書類)・自治会加入世帯数が確認できる資料(任意様式)
- ・事業計画書(任意様式※総会資料で可)
 - ・収支予定(任意様式※総会資料で可)
-

Q19 申請者名は誰にしたらよいか？

A 自治会長名をお願いします。

3. 省エネ製品更新加算

Q20 対象となる施設は何ですか？

A 自治会及びその下部組織である町内会が管理する公会堂等です。詳しくは、資料の最終頁にある施設一覧表をご覧ください。

Q21 いくら補助されますか？

A 1 施設あたり補助対象経費の額または、上限 5 万円のいずれか少ない額(1,000 円未満の端数切り捨て)を補助します。(補助率 10/10) 1 自治会で複数の施設を管理している場合は、施設ごとに上記金額を補助します。ただし、施設ごとに申請書を作成してください。(見積・請求書・領収書は施設ごとに分ける)

Q22 どんな設備が対象ですか？

A 省エネのエアコン、テレビ、冷蔵庫、照明器具(LED)等の緑の省エネ性マーク(※)のある製品への更新に限ります。新規購入は、運営費補助金を利用してください。

例：LED 照明/エアコン/冷蔵庫 など



※資源エネルギー庁 省エネ型製品情報サイトで確認できます。

緑の省エネマーク

資源エネルギー庁

Q23 新しく設置する場合も対象ですか？

A 対象外です。更新(買い替え)のみ対象です。

Q24 補助対象とならないものは何ですか？

A 国、市又はこれに準ずる機関が交付する他の補助金等の対象となっている物件は対象外です。(湖西市自治会運営交付金を除く。)

Q25 申請者名は誰を記入すればよいですか？

A 施設を町内会長が管理をしている場合でも、自治会長名で申請を行ってください。

Q26 どのように申請すればいいですか？

A 事業着手前に自治会物価高騰対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に下記の添付書類を添えて提出してください。

(添付書類)・省エネルギー製品更新概要書(様式第2号)

- ・見積書の写しその他経費の内訳が分かる書類
 - ・更新前の設備の状況が分かる写真、図面等
 - ・その他市長が必要と認める書類をお願いする場合があります。
-

Q27 見積書、請求書、領収書等の宛名は誰にしたらよいのか？

A 自治会名は必ず入れてください。会長名(個人名)は任意です。

Q28 完了報告時に必要な書類はなにか？

A 自治会物価高騰対策支援事業補助金完了報告書(様式第7号)に、下記の添付書類を添えて提出してください。

- ・領収書の写しその他経費の支払の分かる書類
- ・更新後の設備の状況が分かる写真、図面等

Q29 敷地内にある機器(外灯 LED)も対象となるか？(R8.4.17 追記)

A 敷地内にあるものであれば対象となります。ただし新規設置は不可。

Q30 見積は3社必要か？(R8.4.21 追記)

A 事業費が税込10万円未満の取引は1社で構いませんが、10万円を超える場合は3社から見積を徴収してください。

Q31 LED 照明の取替であれば、すべての機器が補助対象か？(R8.4.28 追記)

A LED でも機器によっては、省エネ性能基準 100%以上を満たしていない機器があります。

必ず省エネ型製品情報サイトで確認をするか、見積徴収をするときに業者に省エネラベルのある機器製品を指定して見積依頼をしてください。

Q32 提出方法は？(R8.5.1 追記)

A メール、直接提出、または郵送で提出してください。

メールアドレス kyodo@city.kosai.lg.jp

窓口提出 市役所 1 階 市民課 協働共生係

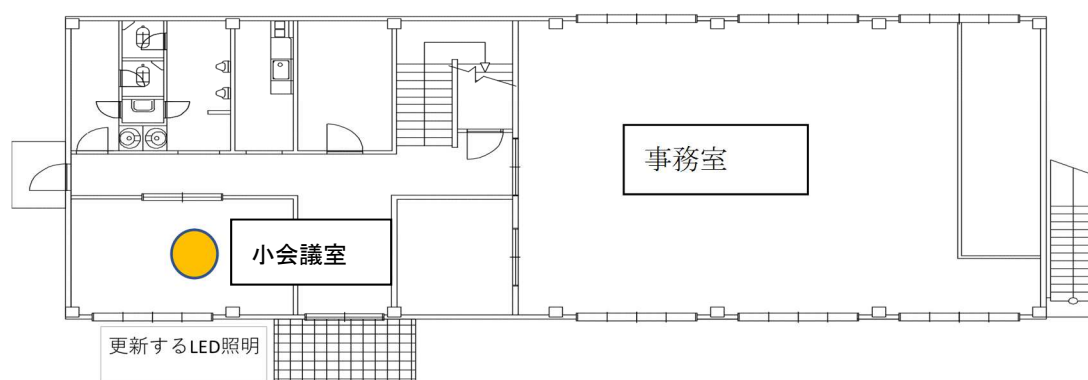
郵便 〒431-0492 湖西市吉美 3268 番地
湖西市 市民課 協働共生係

Q33 申請時の添付書類の図面等とは？(R8.7.1 追記)

A 公会堂等の施設平面図（手書きでも可）にどの場所に更新機器を設置するのか位置を示してください。

例

市民活動センター 1F 平面図



Q34 補助対象経費は機器以外の工事費も対象となるか？(R8.7.1 追記)

A 取り付け費、既存機器の撤去費等、一連の工事が対象になります。

Q35 見積書の有効期間が 1 か月だが申請してから交付決定までの期間は？(R8.7.1 追記)

A 交付決定は 2～3 日程度です。プラス郵便日数（2～3 日程度）でお手元に届きます。

Q36 完了報告書の添付書類の事業完了日とは？(R8.7.1)

A 支払いまでを終えた日です。領収書の日を以て降にしてください。

Q37 補助金は公会堂を所管する町内会に振り込み可能か？(R8.7.1)

A 申請者である自治会長の登録口座に振り込みます。

Q38 省エネ機器を更新する予定がなく、補助金を使用する予定がないが？(R8.7.1)

A 申請は令和 8 年 12 月 26 日までです。補助事業の予定がない場合は、「自治会物価高騰対策支援事業補助金辞退届」をご提出ください。

ロゴフォームでの届出も可能です。



省エネ製品更新加算メニュー対象施設

自治会	施設
表鷺津	表鷺津多目的ホール
	北町集会所
	汐路町集会所
	御幸町集会所
	湖陽町集会場
	表鷺津コミュニティ防災センター
鷺津	鷺津コミュニティ防災センター
河美	みのわ集会所
	河原公民館
	河原南集会所
	河美集会場
古見	古見公会堂
川尻	川尻公会堂
	川尻城山集会所
市場	市場公会堂
	市場公会堂付属屋
	一の宮公会堂
	市場西集会所
	市場筒州集会所
山口	山口公会堂
坊瀬	坊瀬公民館
白須賀第1	一区公民館
白須賀第2	元町東公民館
	宮本集落センター
	元町中丁公会堂
	坂下公民館
白須賀第3	若葉台公会堂
	浦町公会堂
	橋町公会堂
	東町中丁内会公民館
	白須賀3区公会堂

自治会	施設
白須賀第4	東伝馬自治会館
	高見公会堂
	西町公会堂
	笠子公会堂
	船ヶ谷集会所
	笠子北集会所
白須賀第5	東長谷公会堂
	第5区公会堂
	長谷西丁公会堂
	西長谷公会堂
白須賀第6	境宿公会堂
	境宿北公会堂
	境川公会堂
新所	むつみ荘
	中岡町会館
	あさひ会館
	西部会館
	つきみ荘
	新所東部構造改善センター
	あかつき会館
大森	大森会館
岡崎	岡崎公会堂
上の原	上ノ原公会堂
南上の原	南上の原集会所（きずな館）
南上の原第1	南上の原東1集会所
	南上の原東2集会所
南上の原第2	南上の原中集会所
	南上の原北集会所
南上の原第3	南上の原西集会所
新所原	新所原集会所
	新所原ふれあい会館

自治会	施設
梅田	梅田コミュニティセンター
入出	入出集落センター
	中向集会所
	東部集会所
	西向集会所
神座	神座集落センター
太田	太田公民館
	中尾平集会所
青平	青平公会堂
大知波	大知波公会堂
利木	利木公会堂
	利木集会場
横山	横山会館

自治会	施設
新居中央	栄町公民館
	向島公民館
	新弁天公民館
	泉町公民館
	船町公民館
	俵町公民館
	中町公民館
	中田町公民館
	上田町公民館
	高見公民館
新居南	港町公民館
	ひばりヶ丘公民館
	新居弁天公民館
住吉	住吉公民館
橋本	日ヶ崎公民館
	若磯公民館
	柚川公民館
	高師山公民館
西浜名	松山公民館
	大倉戸公民館
郷南郷北	郷南公民館
	郷北公民館
三ツ谷	三ツ谷公民館
あけぼの	あけぼの公民館